

## 立皇嗣の礼を国の儀式として行うことについて

〔 令和2年3月24日  
閣 議 決 定 〕

- 1 国の儀式として、文仁親王殿下の立皇嗣の礼を行う。
- 2 立皇嗣の礼における各儀は、立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀とする。
- 3 立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀は、令和2年4月19日、宮中において行う。
- 4 立皇嗣の礼の各儀の細目は、宮内庁長官が定める。